

# 第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要（その1 サステナビリティ開示基準の導入における論点）

2024年10月10日開催

2024年10月15日

第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）では、[第3回WG](#)の議論を踏まえ、[有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準の導入における論点と保証制度の方向性](#)についての議論が行われました。本稿では、第4回WGの議論のうち、[有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準の導入における論点](#)について概要を解説します。保証制度の方向性については、[「第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要（その2 保証制度の方向性）」](#)をご覧ください。

## サステナビリティ開示基準の導入における第4回WGでの論点

第4回WGでは、サステナビリティ開示基準の導入における主な論点として、以下について議論が行われました。

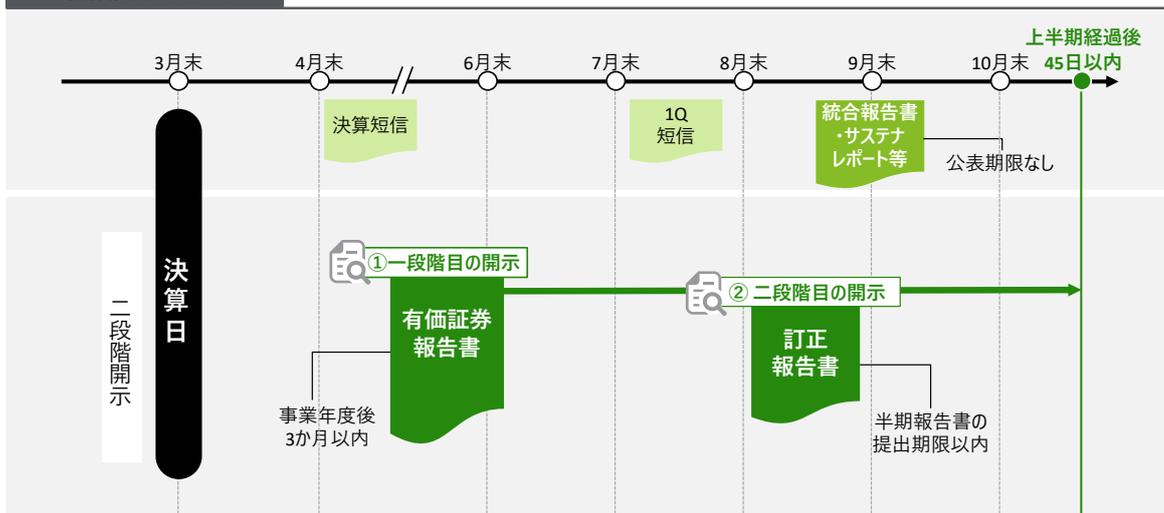
- 適用初年度における経過措置としての二段階開示
- 海外に向けた情報開示の本邦での開示方法
- セーフハーバー等

### ■ 適用初年度における経過措置としての二段階開示

第3回WGでは、ISSB基準で認められている適用初年度の経過措置を日本においても採用し、法定適用の初年度は二段階開示を容認し、2年目以降は同時開示とする案が示され、①有価証券報告書で一段目の開示を行い、その後、②有価証券報告書の訂正又は半期報告書により、サステナビリティ開示基準に準拠するために必要な事項を追加開示する案が示されていましたが、第4回WGでは、以下のように提案内容が若干修正されています。

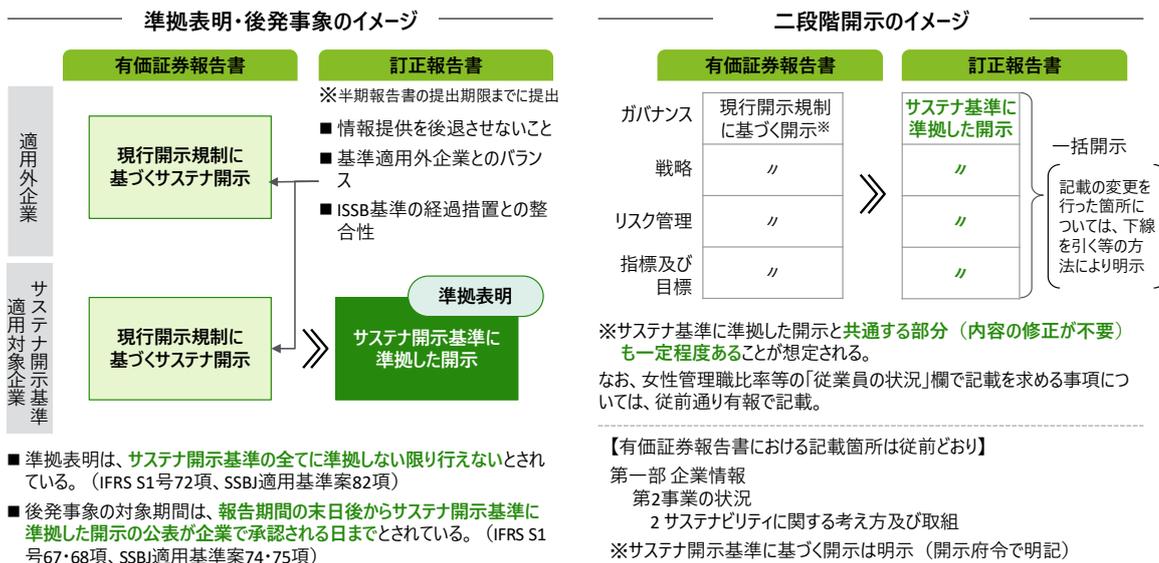
- 一段階目の開示は、有価証券報告書における現行開示規制に基づく開示事項とする
- 二段階目の開示は、訂正報告書においてサステナビリティ開示基準に準拠した開示を一括で行う
- 訂正報告書による二段階目の開示は、半期報告書の提出期限までに行う
- 二段階開示の準拠表明の時点、後発事象の判断の時点はISSB基準（SSBJ基準の公開草案でも同様の定めあり）に基づき、訂正報告書の時点とする

### 二段階開示のイメージ



委員からは、第4回WGの事務局案に、基本的には賛成という意見が多く示されました。しかし、二段階目の開示書類を訂正報告書とすることについては、企業側の委員を中心に、現行の訂正報告書の提出事由やエンフォースメント等を背景に、企業にとって訂正報告書の提出は抵抗感があるため、半期報告書もしくは臨時報告書の提出を企業が選択できるようにしてはどうか、という意見や、訂正報告書で行う場合、企業が不安にならないよう虚偽記載の責任は発生しないことを明確にするなどの手当てが必要、という意見が複数の委員から示されました。

また、第4回WGの事務局提案の開示事項（一段階目の開示は現行開示規制に基づく開示事項とし、二段階目の開示はサステナビリティ開示基準に準拠した開示を一括で行う、という）について、複数の投資家側の委員から、すでに自発的に有価証券報告書で温室効果ガス排出量Scope3の速報値などを開示している企業もあり、現行の開示の後退につながる懸念が示されました。この点については金融庁より、提案はミニマな基準（サステナビリティ開示基準に準拠した開示を、有価証券報告書で行うことができる場合は、二段階目ではなく一段階目の開示とすることは可能）である旨の考えが示されました。



出所：金融庁ウェブサイト 第4回WG事務局説明資料 (01.pdf (fsa.go.jp)) P.4を参考にトーマツ作成

## ■ 海外に向けた情報開示の本邦での開示方法

第3回WGでは、欧州CSRD（サステナビリティ報告指令）等に基づく開示を行った場合に、金融商品取引法上の開示書類の提出を求める案が事務局から示されましたが、第4回WGでは、提案内容が一部修正され、有価証券報告書において本邦のサステナビリティ開示基準に準拠した開示を行っていない企業が、CSRD等の連結ベースでの開示を求める海外のサステナビリティ基準に基づく開示を行った場合に限り、臨時報告書で、その旨、開示場所（リンク先）、保証の有無（有の場合、保証提供者名）を開示する案が示されました。これは、本邦の企業がCSRD等の海外のサステナビリティ開示基準による開示を行った場合、国内投資家が海外投資家よりも情報入手が遅くなること、必要な情報が得られないことがないようにすることが趣旨となっています。

また、CSRDの免除要件を利用する場合や、2028年以降のCSRD域外適用の際に論点となる、EU域外の保証業務提供者のオーソリゼーションについて、暫定的な制度対応として、法令上、一定の保証業務提供者を金融庁が指定する案が事務局から示されました。

開示書類を臨時報告書とすることについては、多数の委員から事務局案への賛成が示されましたが、投資家側からフェアディスクロージャーの観点から、開示義務の対象者を限定するのは望ましくないという意見も示されました。



## CSRの概要（関連部分）

- EU域内において重要な活動を行っている日本企業には、CSRにより主に以下の対応が求められる
  - ①2025年12月期以降、NFRDでは適用外であった規模の「大会社」単体を対象に、サステナビリティ情報を開示し、保証（当初は、限定的保証）を受けること
  - ②2028年12月期以降、EU域外企業の連結グループを対象に、サステナビリティ情報を開示し、保証（当初は、限定的保証）を受けること
- 上記①の要求事項への対応として、**連結グループを対象として開示・保証の対応を行うことで、EUの対象会社ごとの開示・保証の対応を不要とする、免除制度**が設けられている



## 免除制度の概要

- 欧州子会社及びその子会社を含めた連結グループベースのサステナビリティ情報を、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）又はそれと同等な基準に従って作成し、報告（開示）する必要
- 当該サステナビリティ情報の保証に関する規定は、以下のとおり
  - 親会社の所在する第三国の法律に基づきサステナビリティ報告の保証に関する意見を表明することができることとされた（オーソリゼーションを得た）個人又はファームによる、**連結グループベースのサステナビリティ情報に関する保証意見が必要**
  - 保証業務提供者は、サステナビリティ保証業務を提供するために、EU加盟国でのレジストレーション<sup>注3</sup>が必要

注1：NFRD（非財務及び多様性情報の開示に関する改正指令）では、従業員数500人超の上場企業等が適用対象であったが、CSRでは、次の3要件のうち2つ以上を満たす企業を「大会社」として適用対象としている。（1）純資産残高2,500万ユーロ超、（2）純売上高5,000万ユーロ超、（3）従業員数250人超

注2：保証業務提供者に求める一定の要件としては、CSRで示されている「研修、品質管理システム、職業倫理、独立性と客観性、各国監督機関による調査と制裁の手續、業務組織、不正の報告」などが考えられる。

注3：レジストレーションの要件は各EU加盟国が設定する。

出所：金融庁ウェブサイト 第4回WG事務局説明資料（[01.pdf \(fsa.go.jp\)](#)）P.9を参考にトーマツ作成

## ■ セーフハーバー等

第3回WGでは、投資判断に有用なサステナビリティ情報を提供する観点から、虚偽記載等の責任を問われることを懸念して企業の開示姿勢が萎縮することは好ましくないと、セーフハーバーの在り方を検討することが事務局から提案されていました。第4回WGでは、現行の将来情報に対するセーフハーバーに加え、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報の開示が求められる温室効果ガス排出量のScope3に関する定量情報について、企業の積極的なサステナビリティ情報の開示を促すため、セーフハーバーの対象に追加することが事務局より示されました。具体的には、温室効果ガス排出量のScope3に関する定量情報が、事後的に誤りであることが発覚したとしても以下の場合には虚偽記載等の責任を負わないことを、開示ガイドラインを改正し解釈を明確化する案が事務局より示されました。

- 統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（含：情報の入手経路の適切性）や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、
- その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合

また、開示ガイドライン改正以外に考えられる対応として、虚偽記載等に対する企業の責任の範囲を明確にする観点から重要と考えられる開示事項が事務局から具体的に示されました。このうち、「将来情報、統制の及ばない第三者から提供を受けた情報、見積りを含む記載箇所を特定した上で、当該情報を含む旨」や、「データ・プロバイダーから入手した情報を含む記載箇所を特定した上で、当該情報を含む旨、当該プロバイダーの名称」の情報の開示については、制度的な対応を検討することが事務局より示されました。さらに、経営者の関与及び経営者による作成責任の範囲の明確化の観点から、金融商品取引法上の確認書の記載事項に追加を検討することが事務局より示されました。

委員からは、開示ガイドラインを改正して虚偽記載等の責任の解釈を明確化することについて、多くの賛成意見が示されました。一方で、どのような場合に企業が虚偽記載等の責任を追わないのか、という具体的な開示ガイドラインの内容について、見積りの合理性につき会社内部で適切な検討が行われたことを説明するのは、企業側の負担が重いという意見や、一般に合理的と考えられる範囲は判断が難しいという意見など、事務局の示した条件は厳しすぎるのではないかという意見も示されました。

参考：金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第4回）議事次第：金融庁（[fsa.go.jp](#)）

## サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

## 有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>